

青森県地域防災計画

— 風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編 —

(令和6年2月修正)

新旧対照表

総目次

風水害等災害対策編	P1
地震・津波災害対策編	P43
火山災害対策編	P88

※ 修正のない箇所については、記載省略。

現 行	変 更 案	変更理由
目 次	目 次	
<p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の災害</p> <p>第8節 災害の想定</p> <p>第 2 章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第 3 章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 防災事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>第10節 避難対策</p>	<p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の災害</p> <p>第8節 災害の想定</p> <p>第 2 章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第 3 章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 防災事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>第10節 避難対策</p>	

風水害等災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第11節 災害備蓄対策 第12節 要配慮者安全確保対策 第13節 防災ボランティア活動対策 (新設) 第14節 文教対策 第15節 警備対策 第16節 交通施設対策 第17節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第18節 水害予防対策 第19節 風害予防対策 第20節 土砂災害予防対策 第21節 火災予防対策 第22節 複合災害対策</p> <p>第4章 災害応急対策計画 第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 水防 第11節 救出 第12節 食料供給 第13節 給水 第14節 応急住宅供給 第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬</p>	<p>第11節 災害備蓄対策 第12節 要配慮者安全確保対策 第13節 防災ボランティア活動対策 第14節 災害廃棄物対策 第15節 文教対策 第16節 警備対策 第17節 交通施設対策 第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第19節 水害予防対策 第20節 風害予防対策 第21節 土砂災害予防対策 第22節 火災予防対策 第23節 複合災害対策</p> <p>第4章 災害応急対策計画 第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 水防 第11節 救出 第12節 食料供給 第13節 給水 第14節 応急住宅供給 第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬</p>	

風水害等災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第16節 障害物除去 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第18節 医療、助産及び保健 第19節 被災動物対策 第20節 輸送対策 第21節 労務供給 第22節 防災ボランティア受入・支援対策 第23節 防 疫 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第25節 被災宅地の危険度判定 第26節 金融機関対策 第27節 文教対策 第28節 警備対策 第29節 交通対策 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第31節 石油燃料供給対策</p>	<p>第16節 障害物除去 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第18節 医療、助産及び保健 第19節 被災動物対策 第20節 輸送対策 第21節 労務供給 第22節 防災ボランティア受入・支援対策 第23節 防 疫 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第25節 被災宅地の危険度判定 第26節 金融機関対策 第27節 文教対策 第28節 警備対策 第29節 交通対策 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第31節 石油燃料供給対策</p>	
<p>第5章 雪害対策、事故災害対策計画 第1節 雪害対策 第2節 海上災害対策 第3節 航空災害対策 第4節 鉄道災害対策 第5節 道路災害対策 第6節 危険物等災害対策 第7節 大規模な火事災害対策 第8節 大規模な林野火災対策</p>	<p>第5章 雪害対策、事故災害対策計画 第1節 雪害対策 第2節 海上災害対策 第3節 航空災害対策 第4節 鉄道災害対策 第5節 道路災害対策 第6節 危険物等災害対策 第7節 大規模な火事災害対策 第8節 大規模な林野火災対策</p>	
<p>第6章 災害復旧対策計画 第1節 公共施設災害復旧 第2節 民生安定のための金融対策</p>	<p>第6章 災害復旧対策計画 第1節 公共施設災害復旧 第2節 民生安定のための金融対策</p>	

風水害等災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(5) 青森労働局</p> <p>ウ 被災労働者に対する災害補償に関すること</p> <p>(14) 仙台管区気象台（青森地方気象台）</p> <p>イ 気象、地象及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</p> <p style="text-align: center;">第6節 県の概況</p> <p>7 道 路</p> <p>（略）</p> <p>なお、県内の国・県道の実延長は令和2年(2020年)3月31日現在3,948.6kmで、うち改良済延長3,008.0km(改良率:76.2%)、舗装済延長2,797.1km(舗装率:70.8%)となっている。</p> <p>10 土地利用状況</p> <p>本県の地形は、県土の半分が山地・火山地、3分の1が平地(台地及び低地等 33.1%)及び丘陵地でおおわれており、平地部の占める割合が高く、かつ、その占める面積は都道府県中北海道、茨城県に次いで全国3位となっている。</p> <p>土地利用状況は、この地形を反映して森林が6,328k m²(65.6%(うち国有林 62.3%))を占め、次いで農用地が1,510k m²(15.7%)を占めている。農用地のうち田は798k m²と農用地全体の52.8%を占めており、土地利用が米を主体とする本県の農業形態を端的に表している。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(5) 青森労働局</p> <p>ウ 被災者に対する労働災害補償に関すること</p> <p>(14) 仙台管区気象台（青森地方気象台）</p> <p>イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</p> <p style="text-align: center;">第6節 県の概況</p> <p>7 道 路</p> <p>（略）</p> <p>なお、県内の国・県道の実延長は令和3年(2021年)3月31日現在3,967.7kmで、うち改良済延長3,034.5km(改良率:76.4%)、舗装済延長2,840.7km(舗装率:71.6%)となっている。</p> <p>10 土地利用状況</p> <p>本県の地形は、県土の半分が山地・火山地、3分の1が平地(台地及び低地等 33.1%)及び丘陵地でおおわれており、平地部の占める割合が高く、かつ、その占める面積は都道府県中北海道、茨城県に次いで全国3位となっている。</p> <p>土地利用状況は、この地形を反映して森林が6,323k m²(65.5%(うち国有林 62.3%))を占め、次いで農用地が1,496k m²(15.5%)を占めている。農用地のうち田は792k m²と農用地全体の52.9%を占めており、土地利用が米を主体とする本県の農業形態を端的に表している。</p>	<p>青森労働局からの意見による修正</p> <p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

現 行				変 更 案				変更理由
○県土の利用形態別構成(平成 30 年(2018 年)10 月1日現在)				○県土の利用形態別構成(令和 3 年(2021 年)10 月1日現在)				時点修正
区 分	青 森 県		全国構成比 (%)	区 分	青 森 県		全国構成比 (%)	時点修正
	面 積 (km ²)	構 成 比 (%)			面 積 (km ²)	構 成 比 (%)		
1) 農 地	1,510	15.7	11.7	1) 農 地	1,496	15.5	11.6	
2) 森 林	6,328	65.6	66.2	2) 森 林	6,323	65.5	66.2	
3) 原 野 等	106	1.1	0.9	3) 原 野 等	110	1.1	0.8	
4) 水面・河川・水路	349	3.6	3.6	4) 水面・河川・水路	349	3.6	3.6	
5) 道 路	293	3.0	3.7	5) 道 路	296	3.1	3.8	
6) 宅 地	340	3.5	5.2	6) 宅 地	343	3.6	5.2	
住 宅 地	203	2.1	3.2	住 宅 地	204	2.1	3.2	
工 業 用 地	21	0.2	0.4	工 業 用 地	22	0.2	0.4	
そ の 他 の 宅 地	117	1.2	1.6	そ の 他 の 宅 地	117	1.2	1.6	
7) そ の 他	719	7.5	8.7	7) そ の 他	729	7.6	8.8	
合 計	9,646	100.0	100.0	合 計	9,646	100.0	100.0	
<p>11 産業及び産業構造の変化</p> <p>本県の15歳以上の総就業人口は、平成27年国勢調査によると625,970人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の67.2%（分類不能の産業を除く）を占め、次いで第二次産業（20.4%（同））、第一次産業（12.4%（同））となっている。</p> <p>その内容は、卸売・小売業が97,079人で最も多く、就業者総数の15.5%を占めている。次いで医療・福祉が83,632人（13.4%）、農業、林業が67,513人（10.8%）、製造業が64,158人（10.2%）、建設業が59,390人（9.5%）などとなっている。</p> <p>なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少し、第三次産業は上昇している。</p>				<p>11 産業及び産業構造の変化</p> <p>本県の15歳以上の総就業人口は、令和2年国勢調査によると602,391人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の68.6%（分類不能の産業を除く）を占め、次いで第二次産業（20.0%（同））、第一次産業（11.4%（同））となっている。</p> <p>その内容は、卸売・小売業が92,813人で最も多く、就業者総数の15.4%を占めている。次いで医療・福祉が86,923人（14.4%）、製造業が60,581人（10.1%）、農業、林業が60,306人（10.0%）、建設業が57,116人（9.5%）などとなっている。</p> <p>なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少し、第三次産業は上昇している。</p>				時点修正

現 行								変 更 案								変更理由
○産業別就業人口 (単位:人、%)								○産業別就業人口 (単位:人、%)								時点修正
区 分		平成17年		平成22年		平成27年		区 分		平成22年		平成27年		令和2年		
		構成比		構成比		構成比				構成比		構成比		構成比		
就 業 者	総 数	688,438	100.0	639,584	100.0	625,970	100.0	就 業 者	総 数	639,584	100.0	625,970	100.0	602,391	100.0	
	第1次産業	96,192	14.1	81,042	13.0	75,300	12.4		第1次産業	81,042	13.0	75,300	12.4	67,001	11.4	
	第2次産業	146,772	21.5	127,978	20.6	124,032	20.4		第2次産業	127,978	20.6	124,032	20.4	118,134	20.0	
	第3次産業	439,030	64.4	413,318	66.4	407,585	67.2		第3次産業	413,318	66.4	407,585	67.2	404,441	68.6	
注1)総数には分類不能の産業を含む 注2)産業3部門別構成比は総数から分類不能の産業を除いて算出 注3)令和2年国勢調査の結果は、令和4年5月に公表予定								注1)総数には分類不能の産業を含む 注2)産業3部門別構成比は総数から分類不能の産業を除いて算出								

現行				変更案				変更理由
第2節 配備態勢				第2節 配備態勢				県の防災対策の見直しによる
態勢略号	準備態勢1号	準備態勢2号-1	警戒態勢2号-2	警戒態勢2号-2	警戒態勢2号-2	警戒態勢2号-2	非常態勢3号	
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 震度4の地震が観測された場合 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの気象警報が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報(概ね1m以上) ⑥暴風警報 指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことと予想される場合 配線の短時間大雨情報が発表された場合 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合 前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合(複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等) 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 気象の特別警報が発表された場合 岩木山、八甲田山又は十和田において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5以上の地震が観測された場合 津波警報又は大津波警報が発表された場合 県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5以上の地震が観測された場合 津波警報又は大津波警報が発表された場合 県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5以上の地震が観測された場合 津波警報又は大津波警報が発表された場合 県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> 震度6以上の地震が観測された場合 津波警報又は大津波警報が発表された場合 県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合
設置する組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部
配備決定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	危機管理局長	知事	危機管理局長	知事	危機管理局長	知事
態勢責任者	防災危機管理課危機管理対策GM	防災危機管理課長	災害警戒本部長(危機管理局長)	本部長(知事)	災害警戒本部地方支部長(地域県民局地域連携部長)	支部長(県民局長)	災害警戒本部長(危機管理局長)	本部長(知事)
			※下段は地方支部が設置される場合				※下段は地方支部が設置される場合	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 3 節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 通信施設・設備等</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全LTE(PS-LTE)、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 通信施設・設備等</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全LTE(PS-LTE)、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を図る。</p> <p><u>なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(4) 水防施設・設備 水防管理団体(市町村)及び県(県土整備部)は、水防活動組織を確立し、<u>重要水防区域</u>、危険箇所等における具体的な水防工法を検討しておくとともに、水防活動に必要なスコップ、掛矢、麻袋、丸太等の水防資機材及びこれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。</p> <p>(8) その他施設・資機材等 (略)</p> <p>さらに、<u>県及び市町村は</u>、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)を定期的に点検する。</p> <p>また、<u>国(国土交通省)</u>、<u>県(県土整備部)</u>及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p>	<p>(4) 水防施設・設備 水防管理団体(市町村)及び県(県土整備部)は、水防活動組織を確立し、<u>重要水防箇所</u>、危険箇所等における具体的な水防工法を検討しておくとともに、水防活動に必要なスコップ、掛矢、麻袋、丸太等の水防資機材及びこれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。</p> <p>(8) その他施設・資機材等 (略)</p> <p>県及び市町村は、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)を定期的に点検する。</p> <p>国(国土交通省)、<u>県(県土整備部)</u>及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>国(国土交通省)、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p>	<p>県土整備部からの意見による修正</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 青森県防災情報ネットワークの活用 県独自の防災専用回線として、<u>光イーサ回線</u>により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。 ア 専用電話 (ア) 端末局間のIP電話 (イ) 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話 イ 文書データ伝送用端末 (ア) 端末局間の文書データ伝送 (イ) <u>総合防災情報システムによる防災情報の伝送</u> ウ 移動系無線 <u>県庁公用車、地域県民局地域連携部・地域整備部等の公用車の一部には、平成5年度に運用開始した移動局が搭載されている。</u></p> <p>(2) 青森県総合防災情報システムの活用 (略) ウ 防災情報の共有化 <u>青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化、高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。</u> <u>(ア) 青森県総合防災情報システム端末の設置</u> <u>県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末(青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。)により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。</u> (イ) 県民への情報提供 インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより県民に提供する。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 青森県防災情報ネットワークの活用 県独自の防災専用回線として、<u>光回線</u>により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。 ア 専用電話 (ア) 端末局間のIP電話 (イ) 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話 イ 文書データ伝送用端末 端末局間の文書データ伝送</p> <p>(2) 青森県総合防災情報システムの活用 (略) ウ 防災情報の共有化 インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により県民に提供する。</p>	<p>青森県防災情報ネットワーク更新に伴う修正</p> <p>青森県防災情報ネットワーク更新に伴う修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラートにて、住民へ伝達する。</p>	<p>青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラート等により、住民及び報道機関へ伝達する。</p>	<p>青森県防災情報ネットワーク更新に伴う修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 5 節 防災事業</p> <p>2 土砂災害対策事業 (3) 実施内容 エ 盛土による土砂災害防止対策事業 危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>5 農地防災対策事業 (3) 実施内容 ウ ため池等整備事業 (新設)</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 避難対策</p> <p>3 実施内容 (2) 指定避難所の指定 カ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 防災事業</p> <p>2 土砂災害対策事業 (3) 実施内容 エ 盛土による土砂災害防止対策事業 危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</u>また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>5 農地防災対策事業 (3) 実施内容 ウ ため池等整備事業 (オ) <u>地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システムにより、速やかな情報共有を図るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 10 節 避難対策</p> <p>3 実施内容 (2) 指定避難所の指定 カ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること <u>特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(4) 指定避難所の整備等 (略) 各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>(略) ア 施設・設備の整備 貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(10) 広域一時滞在に係る手順等の策定</p> <p>(11) その他</p>	<p>(4) 指定避難所の整備等 (略) 各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する<u>地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>(略) ア 施設・設備の整備 貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、<u>ガス設備</u>、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。</p> <p>(10) 被災者支援の仕組みの整備 <u>県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>(11) 広域一時滞在に係る手順等の策定</p> <p>(12) その他</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 12 節 要配慮者安全確保対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 個別避難計画の作成及び運用</p> <p>ア 計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 関係機関への計画の提供</p> <p>エ 計画に係る各種体制の整備</p> <p>市町村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 12 節 要配慮者安全確保対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 個別避難計画の作成及び運用</p> <p>ア 計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p><u>国(気象庁)は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。</u></p> <p>ウ 被災者支援業務の迅速化・効率化</p> <p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>エ 関係機関への計画の提供</p> <p>オ 計画に係る各種体制の整備</p> <p>市町村は、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>オ 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮</p> <p>カ 地区防災計画との整合</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 13 節 防災ボランティア活動対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(6) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議会及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>カ 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮</p> <p>キ 地区防災計画との整合</p> <p>ク 市町村への取組支援</p> <p><u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 13 節 防災ボランティア活動対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(6) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議会及びNPO 等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</u></p> <p><u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(県社会福祉協議会等)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p><u>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市町村社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記すること、相互に協定を締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 14 節 災害廃棄物対策</p> <p>1 方 針 <u>風水害等の災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の整備等を図るものとする。</u></p> <p>2 実施機関 <u>東北地方環境事務所</u> <u>県(環境生活部)</u> <u>市町村</u></p> <p>3 実施内容 <u>(1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u> <u>(2) 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、地方自治法に基づき、市町村から災害廃棄物処理に関する事務を委託された場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u> <u>(3) 国(環境省等)、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町村は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 14 節 文教対策</p> <p style="text-align: center;">第 15 節 警備対策</p> <p style="text-align: center;">第 16 節 交通施設対策</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 文教対策</p> <p style="text-align: center;">第 16 節 警備対策</p> <p style="text-align: center;">第 17 節 交通施設対策</p> <p>一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</p> <p>(4) 国(環境省)、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(5) 国(環境省)、県及び市町村は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第 17 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>5 電気通信設備</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>エ 大規模災害時の通信確保対策</p> <p>(ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。</p> <p style="text-align: center;">第 18 節 水害予防対策</p>	<p>第 18 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>5 電気通信設備</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u></p> <p>(2) 実施内容</p> <p>エ 大規模災害時の通信確保対策</p> <p>(ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースの整備、<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">第 19 節 水害予防対策</p>	<p>指定公共機関の追加による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 19 節 風害予防対策</p> <p>2 主な実施機関 県(企画政策部、農林水産部、危機管理局) 県警察 市町村 東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社</p> <p>報道機関 道路管理者</p> <p>3 実施内容 (5) 電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化 東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社、東日本電信電話株式会社青森支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北支社青森支店、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、強風時においても電力供給あるいは通信の確保ができるよう、強風等による設備の破損防止のための対策を充実強化する。</p>	<p style="text-align: center;">第 20 節 風害予防対策</p> <p>2 主な実施機関 県(企画政策部、農林水産部、危機管理局) 県警察 市町村 東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u> 報道機関 道路管理者</p> <p>3 実施内容 (5) 電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化 東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社、東日本電信電話株式会社青森支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北支社青森支店、KDDI株式会社、<u>ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u>は、強風時においても電力供給あるいは通信の確保ができるよう、強風等による設備の破損防止のための対策を充実強化する。</p>	<p>指定公共機関の追加による</p> <p>指定公共機関の追加による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 20 節 土砂災害予防対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底 国及び県は、相互に緊密な連携のもとに、土砂災害危険箇所の現況を把握し、その資料、情報を速やかに市町村及びその他防災関係機関に提供する。 市町村は、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常現象等についての普及啓発を図る。</p> <p>(5) 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備 災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、(略) 市町村は、避難指示等又は指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、(略)</p> <p>(6) 住民への情報伝達体制等の整備 市町村は、災害に関係する予報・警報等、避難指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。</p>	<p style="text-align: center;">第 21 節 土砂災害予防対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知徹底 国及び県は、相互に緊密な連携のもとに、土砂災害警戒区域等の現況を把握し、その資料、情報を速やかに市町村及びその他防災関係機関に提供する。 市町村は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常現象等についての普及啓発を図る。</p> <p>(5) 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備 災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供システム等を整備し、(略) 市町村は、避難指示等又はそれらの解除を行う際に、(略)</p> <p>(6) 住民への情報伝達体制等の整備 市町村は、災害に関係する予報・警報等、避難指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害警戒区域等周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。</p>	<p>県土整備部からの意見による修正</p> <p>青森地方气象台からの意見による修正</p> <p>県土整備部からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(8) 土砂災害に配慮した土地利用の誘導 (略)</p> <p>ア 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限</p> <p style="text-align: center;">第 21 節 火災予防対策</p> <p style="text-align: center;">第 22 節 複合災害対策</p>	<p>(8) 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導 (略)</p> <p>ア 土砂災害警戒区域等及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限</p> <p style="text-align: center;">第 22 節 火災予防対策</p> <p style="text-align: center;">第 23 節 複合災害対策</p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>県土整備部からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 節 気象予報・警報等の発表及び伝達</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 気象予報・警報等の発表</p> <p>(略)</p> <p>ウ 水防活動の利用に適合する注意報・警報 水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報の種類及び概要は次の通りであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。<u>水防活動用警報・注意報一覧は資料編(4-1-5)のとおりである。</u></p> <p>エ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等 キキクル等の種類と概要</p> <p>(略)</p> <p>流域雨量指数の予測値 <u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 気象予報・警報等の発表及び伝達</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 気象予報・警報等の発表</p> <p>(略)</p> <p>ウ 水防活動の利用に適合する注意報・警報 水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報の種類及び概要は資料編(4-1-4)のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>エ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等 キキクル等の種類と概要</p> <p>(略)</p> <p>流域雨量指数の予測値 <u>各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分析の実況(解析雨量)と6時間先までの予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>青森地方気象台からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>カ 青森県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風(雪)、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。</p> <p><u>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説される「顕著な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>	<p>カ 青森県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</p> <p>対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風(雪)、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。</p> <p><u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する青森県気象情報」が速やかに発表される。</u></p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する青森県気象情報」が発表される。</p> <p><u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの青森県気象情報が発表される場合がある。</u></p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(2) 気象予報・警報等の伝達</p> <p>ア 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話株式会社、<u>青森海上保安部</u>、<u>八戸海上保安部</u>、青森河川国道事務所、日本放送協会青森放送局、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。</p> <p>気象予報・警報等・情報伝達系統図</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>(2) 気象予報・警報等の伝達</p> <p>ア 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話株式会社、<u>第二管区海上保安本部</u>、青森河川国道事務所、日本放送協会青森放送局、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。</p> <p>気象予報・警報等・情報伝達系統図</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>青森地方気象台からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(3) 岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川洪水予報の発表及び伝達 ア 洪水予報の発表 洪水予報の種類等と発表基準 「氾濫注意情報（警戒情報解除）」 （略） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</p> <p>(4) 堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報の発表及び伝達 ア 洪水予報の発表 洪水予報の種類等と発表基準 「氾濫注意情報（警戒情報解除）」 （略） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</p>	<p>(3) 岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川洪水予報の発表及び伝達 ア 洪水予報の発表 洪水予報の種類等と発表基準 「氾濫注意情報（警戒情報解除）」 （略） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に<u>到達</u>した場合を除く）</p> <p>(4) 堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報の発表及び伝達 ア 洪水予報の発表 洪水予報の種類等と発表基準 「氾濫注意情報（警戒情報解除）」 （略） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に<u>到達</u>した場合を除く）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第3節 通信連絡</p> <p>2 実施内容 (4) 通信連絡 ア 青森県防災情報ネットワーク <u>光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。</u> (ア) 個別通信 <u>a 一般通信 平時に音声・文書データの通信を行う。</u> <u>b 統制通信 災害時において、統制局が通信範囲を制限して通信を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 広域応援</p> <p>3 他県等への応援 (3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣 県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 通信連絡</p> <p>2 実施内容 (4) 通信連絡 ア 青森県防災情報ネットワーク <u>光回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。</u> (ア) 個別通信 <u>音声・文書データの通信を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 広域応援</p> <p>3 他県等への応援 (3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣 県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体における保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部及び保健所に係る総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。</p>	<p>青森県防災情報ネットワーク更新に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第7節 航空機運用</p> <p>5 対策班航空機運用調整チームが行う調整内容</p> <p>(5) ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整</p> <p>ア 安全運航確保のための航空情報(ノータム)</p> <p>イ 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動</p> <p>ウ 使用航空波</p> <p>エ 使用飛行場外離着陸場</p> <p>オ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握 <u>(新設)</u></p> <p>カ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼</p> <p>キ 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整</p> <p>ク その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">第7節 航空機運用</p> <p>5 対策班航空機運用調整チームが行う調整内容</p> <p>(5) ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整</p> <p>ア 安全運航確保のための航空情報(ノータム)</p> <p>イ 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動</p> <p>ウ 使用航空波</p> <p>エ 使用飛行場外離着陸場</p> <p>オ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握</p> <p>カ <u>国土交通省に対する航空情報(ノータム)の発行依頼</u></p> <p>キ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼</p> <p>ク 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整</p> <p>ケ その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第8節 避難</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 避難指示等及び報告・通知</p> <p>ア 市町村長</p> <p>(ア)避難指示等</p> <p style="padding-left: 20px;">発令基準の設定例(土砂災害)</p> <p style="padding-left: 20px;">【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>1. 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害]が発表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発令されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2. <u>土砂災害が実際に発生していることを把握した場合</u></p>	<p style="text-align: center;">第8節 避難</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 避難指示等及び報告・通知</p> <p>ア 市町村長</p> <p>(ア)避難指示等</p> <p style="padding-left: 20px;">発令基準の設定例(土砂災害)</p> <p style="padding-left: 20px;">【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p><u>(災害が切迫)</u></p> <p>1. 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害]が発表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発令されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2. <u>土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合</u></p> <p><u>(災害発生を確認)</u></p> <p>3. <u>土砂災害の発生が確認された場合</u></p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正 (内閣府ガイドラインに準じた項目追加)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(5) 指定避難所の開設</p> <p>ク 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。</p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(ク) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 水防</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 監視、警戒活動</p> <p>洪水の襲来が予想されるときは、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。</p>	<p>(5) 指定避難所の開設</p> <p>ク 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。</p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(ク) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 10 節 水防</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 監視、警戒活動</p> <p>洪水の襲来が予想されるときは、<u>安全を確保した上で</u>、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>県土整備部からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第12節 食料供給</p> <p>2 実施内容 (1) 食料の確保 イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や<u>柔らかい</u>食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。</p>	<p style="text-align: center;">第12節 食料供給</p> <p>2 実施内容 (1) 食料の確保 イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や<u>咀嚼やく・嚥下に配慮した</u>食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。</p>	<p>健康福祉部からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 14 節 応急住宅供給</p> <p>(5) 住宅の応急修理 住宅の応急修理は、次により行う。</p> <p><u>ア 対象者</u> 災害により、住家が半壊し、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p><u>イ 応急修理の方法</u> (ア) 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。 (イ) 応急修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 14 節 応急住宅供給</p> <p>(5) 住宅の応急修理 住宅の応急修理は、次により行う。</p> <p><u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> (ア) 対象者 災害により、住家が半壊し、半焼し又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>(イ) 方法 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。</p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> (ア) 対象者 災害により、住家が半壊し、半焼しもしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p>(イ) 方法 a 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、建設業者に請け負わせて行う。 b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。</p> <p>(資料) <u>○災害時における応急仮設住宅の建設に関わる協定(資料編4-14-8)</u></p>	<p>健康福祉部からの意見による修正（「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年内閣府告示第 228 号）の一部を改正する内閣府告示について（令和 5 年 6 月 16 日内閣府政策統括官通知））</p> <p>記載の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 18 節 医療、助産及び保健</p> <p>2 実施内容</p> <p>県は、必要に応じ、<u>県災害対策本部の下に、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動に係る総合的な調整を遅滞なく行うための青森県保健医療調整本部を設置する他、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療活動に係る現地での調整を行う青森県保健医療現地調整本部を、必要に応じて被災市町村を所管する県保健所に設置することとする。</u></p> <p>(1) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及び主な活動場所</p>	<p style="text-align: center;">第 18 節 医療、助産及び保健</p> <p>2 実施内容</p> <p>県は、大規模災害時には、必要に応じ、<u>県災害対策本部の下に青森県保健医療調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合的な調整を遅滞なく行う。</u></p> <p><u>また必要に応じ、被災市町村を所管する県保健所に青森県保健医療現地調整本部を設置し、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療福祉活動に係る現地での調整を行うこととする。</u></p> <p>(1) 各フェーズにおける保健医療福祉活動チームの活動の中心及び主な活動場所</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(5) 医療、助産及び保健の実施 ウ 実施方法 県は、必要に応じ、県内における保健医療活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、災害時小児周産期リエゾン^①は災害医療コーディネーターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートすることとする(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)。</p> <p>3 応援協力関係 (6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療活動の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(5) 医療、助産及び保健の実施 ウ 実施方法 県は、必要に応じ、県内における保健医療福祉活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、災害時小児周産期リエゾン^①は災害医療コーディネーターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートすることとする(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)。</p> <p>3 応援協力関係 (6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 21 節 労務供給</p> <p>1 実施責任者 (1) 労務者の雇用 (略) 市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長) (略)</p> <p style="text-align: center;">第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</p> <p>2 実施内容 (2) 防災ボランティア情報センターの設置 ア 情報センターの役割 (ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況などについて、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 21 節 労務供給</p> <p>1 実施責任者 (1) 労務者の雇用 (略) 市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長) (略)</p> <p style="text-align: center;">第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</p> <p>2 実施内容 (2) 防災ボランティア情報センターの設置 ア 情報センターの役割 (ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況などについて、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</p> <p>1 廃棄物等処理</p> <p>(3) 応援協力関係</p> <p>イ 県は、青森県災害廃棄物処理計画等を踏まえ、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村から要請があった場合は、<u>災害廃棄物処理実行計画の作成</u>について支援を行うものとする。</p> <p>また、市町村の実施する廃棄物等処理業務について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。</p> <p>さらに、関係機関への応援協力依頼の要請を受けたときは、<u>「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」</u>又は<u>「無償団体救援協定書」</u>に基づき、関係機関に協力を要請する。</p> <p>(資料)</p> <p>○ <u>大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定</u> (資料編4-24-5)</p> <p style="text-align: center;">第 29 節 交通対策</p> <p>2 海上交通</p> <p>(3) 応援協力関係 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</p> <p>1 廃棄物等処理</p> <p>(3) 応援協力関係</p> <p>イ 県は、青森県災害廃棄物処理計画等を踏まえ、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村から要請があった場合は、<u>災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の策定</u>について支援を行うものとする。</p> <p>また、市町村の実施する廃棄物等処理業務について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。</p> <p>さらに、関係機関への応援協力依頼の要請を受けたときは、<u>「無償団体救援協定」、「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」、及び「大規模災害時における建築物の解体撤去の協力に関する協定」</u>に基づき、関係機関に協力を要請する。</p> <p>(資料)</p> <p>○ <u>災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定</u> (資料編4-24-5)</p> <p style="text-align: center;">第 29 節 交通対策</p> <p>2 海上交通</p> <p>(3) 応援協力関係</p> <p><u>エ 港湾管理者は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、国(国土交通省)に利用調整等の管理業務の実施を要請するものとする。</u></p>	<p>環境生活部からの意見による修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>4 電気通信設備</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ス 広報</p> <p>災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を<u>広報</u>するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。</p>	<p>第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>4 電気通信設備</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u></p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ス 広報</p> <p>災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、<u>代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)</u>するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。</p>	<p>指定公共機関の追加による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第1節 雪害対策</p> <p>1 予防対策 3 実施内容 (1) 雪害に強いまちづくり カ 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内に<u>スコップやスクレーパー</u>、<u>飲食料及び毛布等</u>を備えておくよう心がけるものとする。</p> <p>(12) 雪害対策に関する観測等の推進 <u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 海上災害対策</p> <p>I 海難対策 1 予防対策 3 実施内容 (1) 船舶の安全性及び安全な運航の確保 <u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 雪害対策</p> <p>1 予防対策 3 実施内容 (1) 雪害に強いまちづくり カ 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は<u>スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着</u>、<u>車内にスコップ、砂</u>、<u>飲食料及び毛布等</u>を備えておくよう心がけるものとする。</p> <p>(12) 雪害対策に関する観測等の推進 <u>エ 県及び市町村は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 海上災害対策</p> <p>I 海難対策 1 予防対策 3 実施内容 (1) 船舶の安全性及び安全な運航の確保 <u>ウ 東北運輸局(青森運輸支局)は、事業許可時に安全性に関する審査を行うとともに、運航労務監理官による監査において、安全に係る法令等への遵守状況を確認し、悪質な事業者に対しては厳格な行政処分を実施する。また、旅客不定期航路事業許可の更新制、安全統括管理者・運航管理者に係る資格者制度・試験制度、船舶の使用停止命令制度の導入のほか、抜き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口の設置、指導事項の継続的なフォローアップなど監査の強化等により、旅客船事業の安全性の向上を図る。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 東北運輸局(青森運輸支局)は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図る。</p> <p>エ 東北運輸局(青森運輸支局)は、危険物運送船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。</p>	<p>エ <u>東北運輸局(青森運輸支局)は、船員教育体制の一層の整備充実、海技資格制度を通じた船員の知識・能力の維持及び最新化により、船員の資質を確保し、航行の安全を図る。また、事業用操縦免許について講習課程の拡充及び乗船履歴に応じた航行区域の限定を取り入れるとともに、海域の特性等に関する教育訓練の実施等により、小型旅客船に乗り組む船員の資質の向上を図る。</u></p> <p>オ 東北運輸局(青森運輸支局)は、海上における安全の確保及び海洋環境の保全のために<u>海上人命安全条約(SOLAS条約)等の国際基準に適合していない外国船舶(サブ・スタンダード船)の排除を目的として、外国船舶に対する立入検査等の監督(ポートステートコントロール:PSC)の実施を積極的に推進する。</u></p> <p>カ <u>東北運輸支局(青森運輸支局)は、確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うとともに、当該設備の早期導入を支援する。</u></p> <p>キ <u>東北運輸支局(青森運輸支局)は、船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行うほか、船舶検査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。また、改良型救命いかだ等の積付け、遭難時に位置等を発信できる装置の積付けの義務化、船体の水密化の強化等により、小型旅客船等の安全性の向上を図るほか、小型船舶検査機構による検査業務の改善が図られるよう適切に指導・監督する。</u></p> <p>ク 東北運輸局(青森運輸支局)は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図る。</p> <p>(削除)</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>オ 東北運輸局(青森運輸支局)は、海上における安全の確保及び海洋環境の保全のために国際基準に適合していない船舶(サブ・スタンダード船)の排除を目的として、外国船舶に対する立入検査等の監督(ポートステートコントロール:PSC)の実施を積極的に推進する。</p> <p>カ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行う。</p> <p>(2) 情報の収集・連絡体制等の整備 (新設)</p> <p>(4) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備</p> <p>ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、捜索、救助・救急、消火活動を実施するための船艇、航空機及び潜水機材等の資機材の整備促進に努める。</p> <p>オ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)及び消防機関は、平時から連携を図り、消防体制の整備に努める。</p>	<p>(上記オに移動)</p> <p>ク 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行う。</p> <p>(2) 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>エ 東北運輸局(青森運輸支局)は、重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。また、国による安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る更なる安全情報の充実を図る。</p> <p>(4) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備</p> <p>ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、捜索、救助・救急、消火活動を実施するための船艇、航空機及び潜水機材等の資機材の整備促進に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成・配置に努める。</p> <p>オ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、大規模な海上災害の発生に備え、県、市町村(消防機関)等との業務協定等を踏まえ、連携して消火活動を行うための体制の整備に努める。</p>	<p></p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>II 海上排出油等及び海上火災対策</p> <p>1 予防対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備</p> <p>ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、捜索、救助・救急、消火活動を実施するための船艇、航空機及び潜水機材等の資機材の整備促進に努める。</p> <p>オ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)及び消防機関は、<u>平時から連携を図り、消防体制の整備に努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 防災訓練の実施</p> <p>(7) 海上防災思想の普及</p> <p>(8) 再発防止対策の実施</p>	<p>II 海上排出油等及び海上火災対策</p> <p>1 予防対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備</p> <p>ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、捜索、救助・救急、消火活動を実施するための船艇、航空機及び潜水機材等の資機材の整備促進に努める。<u>また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成・配置に努める。</u></p> <p>オ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、<u>大規模な海上災害の発生に備え、県、市町村(消防機関)等との業務協定等を踏まえ、連携して消火活動を行うための体制の整備に努める。</u></p> <p>(6) 危険物等の大量流出時における防除活動関係</p> <p><u>東北運輸局(青森運輸支局)は、船舶からの危険物等の流出による海洋汚染を防止するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時行う。また、船舶検査を通じて、基準不適合船舶の排除を行う。</u></p> <p>(7) 防災訓練の実施</p> <p>(8) 海上防災思想の普及</p> <p>(9) 再発防止対策の実施</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 5 生活再建の支援（国、県、市町村） (略) 被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 (略)</p> <p>6 義援物資、義援金の受入れ（市町村） (2) 義援金の受入れ、配分（県健康福祉部、市町村）</p> <p>12 被災者台帳の作成（県関係部局、市町村） 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (略)</p>	<p>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 5 生活再建の支援（国、県、市町村） (略) 被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 (略)</p> <p>6 義援物資、義援金の受入れ（市町村） (2) 義援金の受入れ、配分（県健康福祉部、<u>県出納局</u>、市町村）</p> <p>12 被災者台帳の作成（県関係部局、市町村） 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>義援金受入業務を行う県出納局の追加</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の主な活断層</p> <p>第8節 青森県の地震・津波</p> <p>第9節 地震・津波による被害想定</p> <p>第10節 災害の想定</p> <p>第 2 章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第 3 章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 自主防災組織等の確立</p> <p>第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第7節 企業防災の促進</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の主な活断層</p> <p>第8節 青森県の地震・津波</p> <p>第9節 地震・津波による被害想定</p> <p>第10節 災害の想定</p> <p>第 2 章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第 3 章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 自主防災組織等の確立</p> <p>第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第7節 企業防災の促進</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第8節 防災訓練 第9節 避難対策 第10節 災害備蓄対策 第11節 津波災害対策 第12節 火災予防対策 第13節 水害対策 第14節 土砂災害対策 第15節 建築物等対策 第16節 都市災害対策 第17節 要配慮者安全確保対策 第18節 防災ボランティア活動対策 (新設) 第19節 積雪期の地震災害対策 第20節 文教対策 第21節 警備対策 第22節 交通施設対策 第23節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第24節 危険物施設等対策 第25節 複合災害対策</p>	<p>第8節 防災訓練 第9節 避難対策 第10節 災害備蓄対策 第11節 津波災害対策 第12節 火災予防対策 第13節 水害対策 第14節 土砂災害対策 第15節 建築物等対策 第16節 都市災害対策 第17節 要配慮者安全確保対策 第18節 防災ボランティア活動対策 第19節 災害廃棄物対策 第20節 積雪期の地震災害対策 第21節 文教対策 第22節 警備対策 第23節 交通施設対策 第24節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第25節 危険物施設等対策 第26節 複合災害対策</p>	
<p>第4章 災害応急対策計画 第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防</p>	<p>第4章 災害応急対策計画 第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第10節 水防 第11節 救出 第12節 食料供給 第13節 給水 第14節 応急住宅供給 第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬 第16節 障害物除去 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第18節 医療、助産及び保健 第19節 被災動物対策 第20節 輸送対策 第21節 労務供給 第22節 防災ボランティア受入・支援対策 第23節 防疫 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定 第26節 金融機関対策 第27節 文教対策 第28節 警備対策 第29節 交通対策 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第31節 石油燃料供給対策 第32節 危険物施設等災害応急対策 第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策</p>	<p>第10節 水防 第11節 救出 第12節 食料供給 第13節 給水 第14節 応急住宅供給 第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬 第16節 障害物除去 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第18節 医療、助産及び保健 第19節 被災動物対策 第20節 輸送対策 第21節 労務供給 第22節 防災ボランティア受入・支援対策 第23節 防疫 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定 第26節 金融機関対策 第27節 文教対策 第28節 警備対策 第29節 交通対策 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第31節 石油燃料供給対策 第32節 危険物施設等災害応急対策 第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策</p>	
<p>第5章 災害復旧対策計画 第1節 公共施設災害復旧 第2節 民生安定のための金融対策 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p>	<p>第5章 災害復旧対策計画 第1節 公共施設災害復旧 第2節 民生安定のための金融対策 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>第6節 防災訓練に関する事項</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	<p>第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>第6節 防災訓練に関する事項</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関 (5) 青森労働局 ウ 被災労働者に対する災害補償に関すること</p> <p style="text-align: center;">第6節 県の概況</p> <p>7 道路 なお、県内の国・県道の実延長は令和<u>2</u>年(2020年)3月31日現在 <u>3,948.6</u>km で、うち改良済延長 <u>3,008.0</u>km(改良率:<u>76.2</u>)、舗装済延長 <u>2,797.1</u>km(舗装率:<u>70.8</u>)となっている。</p> <p>10 土地利用状況 本県の地形は、県土の半分が山地・火山地、3分の1が平地(台地及び低地等 33.1%)及び丘陵地でおおわれており、平地部の占める割合が高く、かつ、その占める面積は都道府県中北海道、茨城県に次いで全国3位となっている。 土地利用状況は、この地形を反映して森林が <u>6,328</u>k m²(<u>65.6</u>%(うち国有林 62.3%))を占め、次いで農用地が <u>1,510</u>k m²(<u>15.7</u>%)を占めている。農用地のうち田は <u>798</u>k m²と農用地全体の <u>52.8</u>%を占めており、土地利用が米を主体とする本県の農業形態を端的に表している。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関 (5) 青森労働局 ウ 被災者に対する労働災害補償に関すること</p> <p style="text-align: center;">第6節 県の概況</p> <p>7 道路 なお、県内の国・県道の実延長は令和<u>3</u>年(2021年)3月31日現在 <u>3,967.7</u>km で、うち改良済延長 <u>3,034.5</u>km(改良率:<u>76.4</u>)、舗装済延長 <u>2,840.7</u>km(舗装率:<u>71.6</u>)となっている。</p> <p>10 土地利用状況 本県の地形は、県土の半分が山地・火山地、3分の1が平地(台地及び低地等 33.1%)及び丘陵地でおおわれており、平地部の占める割合が高く、かつ、その占める面積は都道府県中北海道、茨城県に次いで全国3位となっている。 土地利用状況は、この地形を反映して森林が <u>6,323</u>k m²(<u>65.5</u>%(うち国有林 62.3%))を占め、次いで農用地が <u>1,496</u>k m²(<u>15.5</u>%)を占めている。農用地のうち田は <u>792</u>k m²と農用地全体の <u>52.9</u>%を占めており、土地利用が米を主体とする本県の農業形態を端的に表している。</p>	<p>青森労働局からの意見</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

現 行				変 更 案				変更理由
○県土の利用形態別構成(平成 30 年(2018 年)10 月1日現在)				○県土の利用形態別構成(令和 3 年(2021 年)10 月1日現在)				時点修正
区 分	青 森 県 面 積 (km ²)	構 成 比 (%)	全 国 構 成 比 (%)	区 分	青 森 県 面 積 (km ²)	構 成 比 (%)	全 国 構 成 比 (%)	
1) 農 地	1, 5 1 0	1 5. 7	1 1. 7	1) 農 地	1, 4 9 6	1 5. 5	1 1. 6	
2) 森 林	6, 3 2 8	6 5. 6	6 6. 2	2) 森 林	6, 3 2 3	6 5. 5	6 6. 2	
3) 原 野 等	1 0 6	1. 1	0. 9	3) 原 野 等	1 1 0	1. 1	0. 8	
4) 水面・河川・水路	3 4 9	3. 6	3. 6	4) 水面・河川・水路	3 4 9	3. 6	3. 6	
5) 道 路	2 9 3	3. 0	3. 7	5) 道 路	2 9 6	3. 1	3. 8	
6) 宅 地	3 4 0	3. 5	5. 2	6) 宅 地	3 4 3	3. 6	5. 2	
住 宅 地	2 0 3	2. 1	3. 2	住 宅 地	2 0 4	2. 1	3. 2	
工 業 用 地	2 1	0. 2	0. 4	工 業 用 地	2 2	0. 2	0. 4	
そ の 他 の 宅 地	1 1 7	1. 2	1. 6	そ の 他 の 宅 地	1 1 7	1. 2	1. 6	
7) そ の 他	7 1 9	7. 5	8. 7	7) そ の 他	7 2 9	7. 6	8. 8	
合 計	9, 6 4 6	1 0 0. 0	1 0 0. 0	合 計	9, 6 4 6	1 0 0, 0	1 0 0, 0	
11 産業及び産業構造の変化 本県の 15 歳以上の総就業人口は、平成 27 年国勢調査によると <u>625,970</u> 人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の <u>67.2%</u> (分類不能の産業を除く) を占め、次いで第二次産業 (<u>20.4%</u> (同))、第一次産業 (<u>12.4%</u> (同)) となっている。 その内容は、卸売・小売業が <u>97,079</u> 人で最も多く、就業者総数の <u>15.5%</u> を占めている。次いで医療・福祉が <u>83,632</u> 人 (<u>13.4%</u>)、農業、林業が <u>67,513</u> 人 (<u>10.8%</u>)、製造業が <u>64,158</u> 人 (<u>10.2%</u>)、建設業が <u>59,390</u> 人 (<u>9.5%</u>) などとなっている。 なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少し、第三次産業は上昇している。				11 産業及び産業構造の変化 本県の 15 歳以上の総就業人口は、令和 2 年国勢調査によると <u>602,391</u> 人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の <u>68.6%</u> (分類不能の産業を除く) を占め、次いで第二次産業 (<u>20.0%</u> (同))、第一次産業 (<u>11.4%</u> (同)) となっている。 その内容は、卸売・小売業が <u>92,813</u> 人で最も多く、就業者総数の <u>15.4%</u> を占めている。次いで医療・福祉が <u>86,923</u> 人 (<u>14.4%</u>)、製造業が <u>60,581</u> 人 (<u>10.1%</u>)、農業、林業が <u>60,306</u> 人 (<u>10.0%</u>)、建設業が <u>57,116</u> 人 (<u>9.5%</u>) などとなっている。 なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少し、第三次産業は上昇している。				時点修正

現 行								変 更 案								変更理由
○産業別就業人口 (単位:人、%)								○産業別就業人口 (単位:人、%)								時点修正
区 分		平成17年		平成22年		平成27年		区 分		平成22年		平成27年		令和2年		
		構成比		構成比		構成比				構成比		構成比		構成比		
就 業 者	総 数	688,438	100.0	639,584	100.0	625,970	100.0	就 業 者	総 数	639,584	100.0	625,970	100.0	602,391	100.0	
	第1次産業	96,192	14.1	81,042	13.0	75,300	12.4		第1次産業	81,042	13.0	75,300	12.4	67,001	11.4	
	第2次産業	146,772	21.5	127,978	20.6	124,032	20.4		第2次産業	127,978	20.6	124,032	20.4	118,134	20.0	
	第3次産業	439,030	64.4	413,318	66.4	407,585	67.2		第3次産業	413,318	66.4	407,585	67.2	404,441	68.6	
注1) 総数には分類不能の産業を含む 注2) 産業3部門別構成比は総数から分類不能の産業を除いて算出 注3) 令和2年国勢調査の結果は、令和4年5月に公表予定								注1) 総数には分類不能の産業を含む 注2) 産業3部門別構成比は総数から分類不能の産業を除いて算出								

現行				変更案				変更理由			
第2節 配備態勢				第2節 配備態勢							
態勢略号	準備態勢1号	警戒態勢2号-1	警戒態勢2号-2	警戒態勢2号-2	非常態勢3号	態勢略号	準備態勢1号	警戒態勢2号-1	警戒態勢2号-2	非常態勢3号	県の防災対策の見直しによる
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢	概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢	
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意報 震度4の地震が観測された場合 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの気象警報が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報(概ね1m以上) ⑥暴風警報 指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことと予想される場合 配線の短時間大雨情報が発表された場合 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合 前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合(複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等) 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 気象の特別警報が発表された場合 岩木山、八甲田山又は十和田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 震度6弱以上の地震が観測された場合 津波警報又は大津波警報が発表された場合 県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことと予想される場合 配線の短時間大雨情報が発表された場合 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合 前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合(複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等) 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 十和田山において噴火警戒レベル1の時に、火山の状況に関する観測情報(臨時)が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震が観測された場合 津波注意報が発表された場合 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震が観測された場合 津波注意報が発表された場合 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強の地震が観測された場合 津波警報又は大津波警報が発表された場合 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震が観測された場合 津波警報又は大津波警報が発表された場合 県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 		
設置する組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害警戒本部	災害対策本部	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害警戒本部	災害対策本部	
配備決定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	危機管理局長	危機管理局長	知事	防災危機管理課長	防災危機管理課長	危機管理局長	危機管理局長	知事	
態勢責任者	防災危機管理課 危機管理対策GM	防災危機管理課長	災害警戒本部長(危機管理局長)	災害警戒本部長(危機管理局長)	本部長(知事)	防災危機管理課 危機管理対策GM	防災危機管理課長	災害警戒本部長(危機管理局長)	災害警戒本部長(危機管理局長)	本部長(知事)	
※下段は地方支部が設置される場合				※下段は地方支部が設置される場合				※下段は地方支部が設置される場合			

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 3 節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 通信施設・設備等</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全LTE(PS-LTE)、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 通信施設・設備等</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全LTE(PS-LTE)、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を図る。</p> <p><u>なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(4) 水防施設・設備 水防管理団体(市町村)及び県(県土整備部)は、水防活動組織を確立し、重要水防<u>区域</u>、危険箇所等における具体的な水防工法を検討しておくとともに、水防活動に必要なスコップ、掛矢、麻袋、丸太等の水防資機材及びこれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する</p> <p>(8) その他施設・資機材等 (略)</p> <p>さらに、<u>県及び市町村は、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)</u>を定期的に点検する。</p> <p>また、<u>国(国土交通省)、県(県土整備部)及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p>	<p>(4) 水防施設・設備 水防管理団体(市町村)及び県(県土整備部)は、水防活動組織を確立し、重要水防<u>箇所</u>、危険箇所等における具体的な水防工法を検討しておくとともに、水防活動に必要なスコップ、掛矢、麻袋、丸太等の水防資機材及びこれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する</p> <p>(8) その他施設・資機材等 (略)</p> <p>県及び市町村は、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)を定期的に点検する。</p> <p>国(国土交通省)、県(県土整備部)及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>国(国土交通省)、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p>	<p>県土整備部からの意見による修正</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 4 節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 青森県防災情報ネットワークの活用 県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。 イ 文書データ伝送用端末 <u>(ア) 端末局間の文書データ伝送</u> <u>(イ) 総合防災情報システムによる防災情報の伝送</u> ウ 移動系無線 <u>県庁公用車、地域県民局地域連携部・地域整備部等の公用車の一部には、平成5年度に運用開始した移動局が搭載されている。</u></p> <p>(2) 青森県総合防災情報システムの活用 ウ 防災情報の共有化 <u>青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化、高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。</u> <u>(ア) 青森県総合防災情報システム端末の設置</u> <u>県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末(青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。)により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。</u> <u>(イ) 県民への情報提供</u> インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより県民に提供する。 青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難場所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラートにて、住民へ伝達する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 青森県防災情報ネットワークの活用 県独自の防災専用回線として、光回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。 イ 文書データ伝送用端末 端末局間の文書データ伝送 <u>(削除)</u></p> <p>(2) 青森県総合防災情報システムの活用 ウ 防災情報の共有化 <u>(削除)</u></p> <p>インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により県民に提供する。 青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難場所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラート等により、住民及び報道機関へ伝達する。</p>	<p>青森県防災情報ネットワーク更新に伴う修正</p> <p>青森県防災情報ネットワーク更新に伴う修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 住民に対する防災思想の普及</p> <p>ア 国、県、市町村等防災関係機関は、津波による人的被害を軽減する方策として住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。</p> <p>・津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ・自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が避難の妨げになることなどの啓発活動 ・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育 (略)</p> <p>(イ) 普及内容</p> <p>a 基礎的な地震・津波被害に関すること (略)</p> <p>・津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報 (略)</p> <p>エ 県及び市町村は、国、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施策を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 住民に対する防災思想の普及</p> <p>ア 国、県、市町村等防災関係機関は、津波による人的被害を軽減する方策として住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。</p> <p>・<u>地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)</u>、<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説</u></p> <p>・津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ・自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が避難の妨げになることなどの啓発活動 ・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育 (略)</p> <p>(イ) 普及内容</p> <p>a 基礎的な地震・津波被害に関すること (略)</p> <p>・津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波の発生の可能性など</u>、津波の特性に関する情報 (略)</p> <p>エ 県及び市町村は、国、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施策を講じる。</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(ウ) 土砂災害危険個所等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示などを含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。</p> <p style="text-align: center;">第9節 避難対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 指定避難所の整備等</p> <p>(略)</p> <p>各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ア 施設・設備の整備</p> <p>貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。</p> <p>エ 指定避難所の指定</p> <p>(オ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること</p>	<p>(ウ) 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示などを含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。</p> <p style="text-align: center;">第9節 避難対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 指定避難所の整備等</p> <p>(略)</p> <p>各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する<u>地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ア 施設・設備の整備</p> <p>貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、<u>ガス設備</u>、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。</p> <p>エ 指定避難所の指定</p> <p>(オ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること</p> <p style="text-align: center;"><u>特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること</u></p>	<p>県土整備部からの意見による修正</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(新設)</p> <p>(9) 広域一時滞在に係る手順等の策定</p> <p>(10) その他</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 土砂災害対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 土砂災害危険個所の把握及び住民等への周知徹底 国及び県は、相互に緊密な連携のもとに、土砂災害危険個所の現況を把握し、その資料、情報を速やかに市町村及びその他防災関係機関に提供する。 市町村は、土砂災害危険個所を地域防災計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常現象等についての普及啓発を図る。</p> <p>(4) 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導 ア 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限</p>	<p>(9) 被災者支援の仕組みの整備 <u>県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>(10) 広域一時滞在に係る手順等の策定</p> <p>(11) その他</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 土砂災害対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知徹底 国及び県は、相互に緊密な連携のもとに、土砂災害警戒区域等の現況を把握し、その資料、情報を速やかに市町村及びその他防災関係機関に提供する。 市町村は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常現象等についての普及啓発を図る。</p> <p>(4) 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導 ア 土砂災害警戒区域等及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>県土整備部からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(6) 盛土による土砂災害防止対策事業 危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 17 節 要配慮者安全確保対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 個別避難計画の作成及び運用</p> <p>ア 計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(6) 盛土による土砂災害防止対策事業 危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 17 節 要配慮者安全確保対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) 個別避難計画の作成及び運用</p> <p>ア 計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u><u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p><u>国(気象庁)は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。</u></p> <p>ウ 被災者支援業務の迅速化・効率化</p> <p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>ウ</u> 関係機関への計画の提供</p> <p><u>エ</u> 計画に係る各種体制の整備 市町村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>オ</u> 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮</p> <p><u>カ</u> 地区防災計画との整合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>エ</u> 関係機関への計画の提供</p> <p><u>オ</u> 計画に係る各種体制の整備 市町村は、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>カ</u> 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮</p> <p><u>キ</u> 地区防災計画との整合</p> <p><u>ク</u> 市町村への取組支援 <u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 18 節 防災ボランティア活動対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(6) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議会及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 18 節 防災ボランティア活動対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(6) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議会及びNPO 等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)</u>を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p><u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、</u> <u>県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(県社会福祉協議会等)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p><u>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市町村社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記すること、相互に協定を締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 19 節 災害廃棄物対策</p> <p>1 方 針 <u>地震・津波災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の整備等を図るものとする。</u></p> <p>2 実施機関 <u>東北地方環境事務所</u> <u>県(環境生活部)</u> <u>市町村</u></p> <p>3 実施内容 <u>(1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u> <u>(2) 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、地方自治法に基づき、市町村から災害廃棄物処理に関する事務を委託された場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u> <u>(3) 国(環境省等)、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町村は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 19 節 積雪期の地震災害対策</p> <p style="text-align: center;">第 20 節 文教対策</p> <p style="text-align: center;">第 21 節 警備対策</p> <p style="text-align: center;">第 22 節 交通施設対策</p>	<p style="text-align: center;">第 20 節 積雪期の地震災害対策</p> <p style="text-align: center;">第 21 節 文教対策</p> <p style="text-align: center;">第 22 節 警備対策</p> <p style="text-align: center;">第 23 節 交通施設対策</p> <p>害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</p> <p>(4) 国(環境省)、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(5) 国(環境省)、県及び市町村は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第 23 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>5 電気通信設備</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>オ 大規模災害時の通信確保対策</p> <p>(ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。</p> <p style="text-align: center;">第 24 節 危険物施設等対策</p> <p style="text-align: center;">第 25 節 複合災害対策</p>	<p>第 24 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>5 電気通信設備</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u></p> <p>(2) 実施内容</p> <p>オ 大規模災害時の通信確保対策</p> <p>(ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースの整備、<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">第 25 節 危険物施設等対策</p> <p style="text-align: center;">第 26 節 複合災害対策</p>	<p>指定公共機関の追加による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行				変 更 案				変更理由		
<p>第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 津波警報等、津波予報及び地震、津波に関する情報の発表 気象庁</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 情報の種類と発表基準</p> <p>ア 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</p>				<p>第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 津波警報等、津波予報及び地震、津波に関する情報の発表 気象庁 青森地方気象台</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 情報の種類と発表基準</p> <p>ア 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</p>				<p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>修正報告に対する気象庁連絡による</p>		
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等				津波警報等の種類と発表される津波の高さ等						
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表				数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
		10m (5m<予想高さ≤10m)								10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)
		5m (3m<予想高さ≤5m)								5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆する。海の中にはただちに海から上がった、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆する。海の中にはただちに海から上がった、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	

現 行	変 更 案	変更理由																
<p>ウ 津波予報 (ア) 津波予報の発表等</p> <p style="text-align: center;">津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="168 375 969 646"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	発表基準	内 容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>ウ 津波予報 (ア) 津波予報の発表等</p> <p style="text-align: center;">津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1003 354 1814 667"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XMLフォーマット電文では「津波警報・注意報・予報」で発表される。</p>	発表基準	発表内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>青森地方气象台からの意見による修正</p>
発表基準	内 容																	
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																	
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																	
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																	
発表基準	発表内容																	
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																	
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																	
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																	

現 行			変 更 案			変更理由
エ 地震情報 (ア) 地震情報の種類、発表基準及び内容			エ 地震情報 (ア) 地震情報の種類、発表基準及び内容			修正報告に対する 気象庁連絡による
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容	
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	
各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、震度の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)	
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を地震発生から約10分後に発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。				
(注)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。			(削除)			青森地方気象台からの意見による修正
						修正報告に対する 気象庁連絡による

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(ウ) 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。</p> <p style="text-align: center;">地震及び津波に関する情報</p> <p>注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。</p> <p>注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波情報」を発表し、対象子報区に記載する。</p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>青森地方気象台からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案			変更理由
<p>(新設)</p>	解説資料等の種類	発表基準	内容	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p>
	地震解説資料（速報版）	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等発表時（遠地震による発表時除く） ・青森県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p>	
	地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる統報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等発表時 ・青森県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国詳細版） <p>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（地域詳細版） <p>地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる統報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。</p>	
月間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎月） 	<p>地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの青森県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>		

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(2) 情報の伝達及び必要な措置 ア 情報の伝達 (ロ) 国(気象庁)は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の<u>津波観測点</u>で潮位変化が観測された場合には、日本においても<u>潮位変化が観測される</u>可能性がある旨を周知するものとする。</p>	<p>(2) 情報の伝達及び必要な措置 ア 情報の伝達 (ロ) 国(気象庁)は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の<u>潮位観測点</u>で潮位変化が観測された場合には、日本においても<u>津波の影響が生じる</u>可能性がある旨を周知するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</p> <p>(5) 緊急地震速報</p> <p>ア 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。</p>	<p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</p> <p>(5) 緊急地震速報</p> <p>ア 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。</p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>青森地方気象台からの意見</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(新設)</p>	<p>(6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p>ア 情報発信条件</p> <p>○北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。</p> <p>○想定震源域の外側でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。</p> <p>イ 情報発信の流れ</p> <p>○気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後 15 分～2 時間程度)し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。</p> <p>ウ 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容</p> <p>○合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</p> <p>○防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。</p> <p>エ 情報に関する留意事項</p> <p>○「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。</p> <p>○以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。</p> <p>・この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。</p>	<p>青森地方气象台からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。</u> ・<u>後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。</u> ・<u>後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいかほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。</u> ・<u>モーメントマグニチュード 8 クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が発信されていない状況で突発的に発生することが多い。</u> ・<u>最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいモーメントマグニチュード8クラスの地震等にも備える必要がある。</u> ・<u>情報発信の対象とする地震の発生エリア(北海道の根室沖から東北地方の三陸沖)の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。</u> ・<u>すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。</u> <p><u>オ 情報が発信された場合の対応</u> <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、第6章第5節「北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項」に定めるところに準じる。</u></p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第3節 通信連絡</p> <p>2 実施内容 (4) 通信連絡 ア 青森県防災情報ネットワーク 光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。 (ア) 個別通信 a 一般通信 平時に音声・文書データの通信を行う。 b 統制通信 災害時において、統制局が通信範囲を制限して通信を行う。</p> <p style="text-align: center;">第6節 広域応援</p> <p>3 他県等への応援 (3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣 県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 通信連絡</p> <p>2 実施内容 (4) 通信連絡 ア 青森県防災情報ネットワーク 光回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。 (ア) 個別通信 音声・文書データの通信を行う。</p> <p style="text-align: center;">第6節 広域応援</p> <p>3 他県等への応援 (3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣 県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体における保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部及び保健所に係る総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。</p>	<p>青森県防災情報ネットワーク更新に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第7節 航空機運用</p> <p>5 対策班航空機運用調整チームが行う調整内容</p> <p>(5) ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整</p> <p>ア 安全運航確保のための航空情報(ノータム)</p> <p>イ 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動</p> <p>ウ 使用航空波</p> <p>エ 使用飛行場外離着陸場</p> <p>オ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握 <u>(新設)</u></p> <p>カ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼</p> <p>キ 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整</p> <p>ク その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第8節 避難</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 避難の指示灯及び報告・通知</p> <p>ア 市町村長</p> <p>(ア) 避難指示等</p> <p>どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令する。発令対象とする区域は、津波警報等の種類に応じて異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく。遠地地震や火山現象等に伴う津波の場合、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、当該情報の後に津波警報等が発表される可能性があること</p>	<p style="text-align: center;">第7節 航空機運用</p> <p>5 対策班航空機運用調整チームが行う調整内容</p> <p>(5) ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整</p> <p>ア 安全運航確保のための航空情報(ノータム)</p> <p>イ 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動</p> <p>ウ 使用航空波</p> <p>エ 使用飛行場外離着陸場</p> <p>オ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握</p> <p>カ <u>国土交通省に対する航空情報(ノータム)の発行依頼</u></p> <p>キ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼</p> <p>ク 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整</p> <p>ケ その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第8節 避難</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 避難の指示灯及び報告・通知</p> <p>ア 市町村長</p> <p>(ア) 避難指示等</p> <p>どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令する。発令対象とする区域は、津波警報等の種類に応じて異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく。遠地地震や火山噴火等による津波の場合、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、当該情報の後に津波警報等が発表される可能性があること</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行		変 更 案		変更理由
を認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。		を認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。		
種 別	基 準	種 別	基 準	
避難指示 (緊急)	1. 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	避難指示	1. 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	青森地方気象台からの意見による修正
<p>(5) 指定避難所の開設</p> <p>ク 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。</p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。</p> <p>特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(ク) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。</p>		<p>(5) 指定避難所の開設</p> <p>ク 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。</p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。</p> <p>特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(ク) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p>		<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 10 節 水防</p> <p>2 実施内容 (1) 監視、警戒活動 地震による津波又は洪水の襲来が予想されるときは、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 食料供給</p> <p>2 実施内容 (1) 食料の確保 イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や<u>柔らかい</u>食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。</p>	<p style="text-align: center;">第 10 節 水防</p> <p>2 実施内容 (1) 監視、警戒活動 地震による津波又は洪水の襲来が予想されるときは、<u>安全を確保した上で</u>、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 食料供給</p> <p>2 実施内容 (1) 食料の確保 イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や<u>咀嚼・嚥下</u>に配慮した食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。</p>	<p>県土整備部からの意見による修正</p> <p>健康福祉部からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 14 節 応急住宅供給</p> <p>2 実施内容</p> <p>(5) 住宅の応急修理 住宅の応急修理は、次により行う。</p> <p>ア 対象者 <u>災害により、住家が半壊し、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>イ 応急修理の方法</p> <p>(ア) 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。 (イ) 応急修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 14 節 応急住宅供給</p> <p>2 実施内容</p> <p>(5) 住宅の応急修理 住宅の応急修理は、次により行う。</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p><u>(ア)対象者</u> <u>災害により、住家が半壊し、半焼し又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u></p> <p><u>(イ)方法</u> <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。</u></p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>(ア)対象者</u> <u>災害により、住家が半壊し、半焼しもしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p><u>(イ)方法</u></p> <p>a <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、建設業者に請け負わせて行う。</u></p> <p>b <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。</u></p> <p>(資料) <u>○災害時における応急仮設住宅の建設に関わる協定(資料編4-14-8)</u></p>	<p>健康福祉部からの意見による修正(「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成 25 年内閣府告示第 228 号)の一部を改正する内閣府告示について(令和 5 年 6 月 16 日内閣府政策統括官通知))</p> <p>記載の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 18 節 医療、助産及び保健</p> <p>2 実施内容</p> <p><u>県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動に係る総合的な調整を遅滞なく行うための青森県保健医療調整本部を設置する他、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療活動に係る現地での調整を行う青森県保健医療現地調整本部を、必要に応じて被災市町村を所管する県保健所に設置することとする。</u></p> <p>(1) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及び主な活動場所</p>	<p style="text-align: center;">第 18 節 医療、助産及び保健</p> <p>2 実施内容</p> <p><u>県は、大規模災害時には、必要に応じ、県災害対策本部の下に青森県保健医療調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合的な調整を遅滞なく行う。</u></p> <p><u>また必要に応じ、被災市町村を所管する県保健所に青森県保健医療現地調整本部を設置し、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療福祉活動に係る現地での調整を行うこととする。</u></p> <p>(1) 各フェーズにおける保健医療福祉活動チームの活動の中心及び主な活動場所</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(5) 医療、助産及び保健の実施 ウ 実施方法 県は、必要に応じ、県内における保健医療活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、災害時小児周産期リエゾン^①は災害医療コーディネーターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートすることとする(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)。</p> <p>3 応援協力関係 (6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(5) 医療、助産及び保健の実施 ウ 実施方法 県は、必要に応じ、県内における保健医療福祉活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、災害時小児周産期リエゾン^①は災害医療コーディネーターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートすることとする(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)。</p> <p>3 応援協力関係 (6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>(2) 防災ボランティア情報センターの設置</p> <p>ア 情報センターの役割</p> <p>(ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況等について、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>(2) 防災ボランティア情報センターの設置</p> <p>ア 情報センターの役割</p> <p>(ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況等について、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</p> <p>1 廃棄物等処理</p> <p>(3) 応援協力関係</p> <p>イ 県は、青森県災害廃棄物処理計画等を踏まえ、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村から要請があった場合は、災害廃棄物処理<u>実行計画の作成</u>について支援を行うものとする。</p> <p>また、市町村の実施する廃棄物等処理業務について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。</p> <p>さらに、関係機関への応援協力依頼の要請を受けたときは、<u>「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」</u>又は<u>「無償団体救援協定書」</u>に基づき、関係機関に協力を要請する。</p> <p>(資料)</p> <p>○ <u>大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定</u> (資料編4-24-5)</p>	<p style="text-align: center;">第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</p> <p>1 廃棄物等処理</p> <p>(3) 応援協力関係</p> <p>イ 県は、青森県災害廃棄物処理計画等を踏まえ、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村から要請があった場合は、災害廃棄物処理計画<u>及び災害廃棄物処理実行計画の策定</u>について支援を行うものとする。</p> <p>また、市町村の実施する廃棄物等処理業務について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。</p> <p>さらに、関係機関への応援協力依頼の要請を受けたときは、<u>「無償団体救援協定」、「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」、及び「大規模災害時における建築物の解体除去の協力に関する協定」</u>に基づき、関係機関に協力を要請する。</p> <p>(資料)</p> <p>○ <u>災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定</u> (資料編4-24-5)</p>	<p>環境生活部からの意見による修正</p> <p>環境生活部からの意見による修正</p> <p>記載の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 29 節 交通対策</p> <p>2 海上交通 (3) 応援協力関係 <u>(新設)</u></p> <p>第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>4 電気通信設備 (1) 実施責任者 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社</p> <p>(2) 実施内容 ス 広報 災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第 29 節 交通対策</p> <p>2 海上交通 (3) 応援協力関係 <u>エ 港湾管理者は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、国(国土交通省)に利用調整等の管理業務の実施を要請するものとする。</u></p> <p>第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>4 電気通信設備 (1) 実施責任者 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u></p> <p>(2) 実施内容 ス 広報 災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、<u>代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p> <p>指定公共機関の追加による</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>4 避難場所、避難経路 (略)</p> <p>また、指定緊急避難場所、避難路の確保にあたっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害<u>危険箇所</u>の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。 (略)</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>2 他機関に対する応援要請</p> <p>(1) 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。 (略)</p> <p>・<u>大規模</u>災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 (略)</p> <p>(3) 県は必要があるときは、陸上自衛隊第9師団長、海上自衛隊大湊地方総監、海上自衛隊第2航空群司令、航空自衛隊北部航空方面隊司令官に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>エ その他参考となるべき事項 (ケ) <u>炊飯</u>及び給水</p>	<p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>4 避難場所、避難経路 (略)</p> <p>また、指定緊急避難場所、避難路の確保にあたっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害<u>警戒区域等</u>の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。 (略)</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>2 他機関に対する応援要請</p> <p>(1) 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。 (略)</p> <p>・災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 (略)</p> <p>(3) 県は必要があるときは、陸上自衛隊第9師団長、海上自衛隊大湊地方総監、海上自衛隊第2航空群司令、航空自衛隊北部航空方面隊司令官に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>エ その他参考となるべき事項 (ケ) <u>給食</u>及び給水</p>	<p>県土整備部からの意見による修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>修正報告に対する防衛省連絡</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等</p> <p>(1) 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等(以下「<u>後発地震への注意を促す情報等</u>」という。)の伝達に係る関係者の連絡体制については、第4章第1節「津波警報等・地震情報等の発表及び伝達」に定めるところに準じる。</p> <p>(2) 県は、防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。なお、地域住民等に対する<u>後発地震への注意を促す情報等</u>の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</p> <p>(3) 県は、状況の変化等に応じて、<u>後発地震への注意を促す情報等</u>を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。また、外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</p> <p>2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</p> <p>地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、<u>後発地震への注意を促す情報等</u>の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、第4章第4節「災害広報・情報提供」に準じて周知する。</p>	<p>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等</p> <p>(1) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等(以下「<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報等</u>」という。)の伝達に係る関係者の連絡体制については、第4章第1節「津波警報等・地震情報等の発表及び伝達」に定めるところに準じる。</p> <p>(2) 県は、防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。なお、地域住民等に対する<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報等</u>の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</p> <p>(3) 県は、状況の変化等に応じて、<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報等</u>を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。また、外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</p> <p>2 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された後の周知</p> <p>地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報等</u>の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、第4章第4節「災害広報・情報提供」に準じて周知する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>3 災害応急対策をとるべき期間等 県は、<u>後発地震への注意を促す情報</u>の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</p> <p>4 県のとるべき措置 県は、<u>後発地震への注意を促す情報等</u>が発信された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災訓練に関する事項</p> <p>防災訓練については、第3章第8節「防災訓練」に準じるほか次の事項に配慮したものとする。 県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は<u>後発地震への注意を促す情報等</u>が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>1 県職員等に対する教育</p> <p>(4) <u>後発地震への注意を促す情報</u>の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (5) <u>後発地震への注意を促す情報</u>が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (6) <u>後発地震への注意を促す情報</u>が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p>	<p>3 災害応急対策をとるべき期間等 県は、<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</p> <p>4 県のとるべき措置 県は、<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報等</u>が発信された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災訓練に関する事項</p> <p>防災訓練については、第3章第8節「防災訓練」に準じるほか次の事項に配慮したものとする。 県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報等</u>が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>1 県職員等に対する教育</p> <p>(4) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (5) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (6) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>2 地域住民等に対する教育・広報</p> <p>(3) <u>後発地震への注意を促す情報</u>の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(4) <u>後発地震への注意を促す情報</u>が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(7) 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識</p>	<p>2 地域住民等に対する教育・広報</p> <p>(3) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(4) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(7) 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識</p>	<p>記載の適正化</p> <p>県土整備部からの意見による修正</p>

火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の活火山</p> <p>第8節 火山災害の想定</p> <p>第2章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第6節 火山防災協議会</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究及び監視観測の推進</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 火山地域における土砂災害対策事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の活火山</p> <p>第8節 火山災害の想定</p> <p>第2章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第6節 火山防災協議会</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究及び監視観測の推進</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 火山地域における土砂災害対策事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p>	

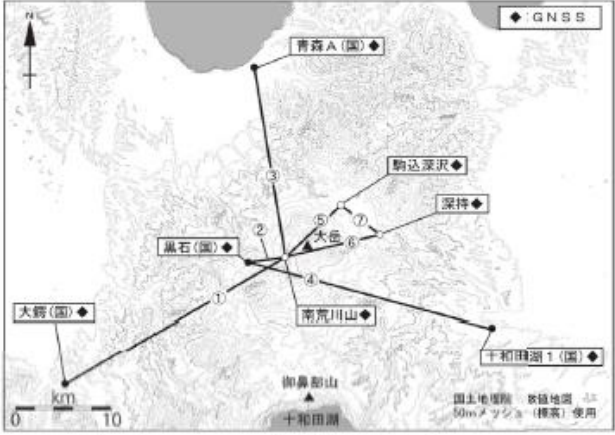
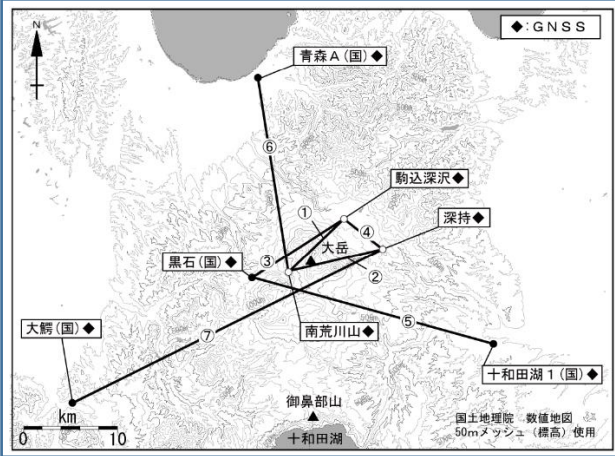
火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第10節 避難対策 第11節 登山者・観光客等の安全確保対策 第12節 災害備蓄対策 第13節 要配慮者安全確保対策 第14節 防災ボランティア活動対策 (新設) 第15節 文教対策 第16節 警備対策 第17節 交通施設対策 第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第19節 複合災害対策</p> <p>第4章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 救出 第11節 食料供給 第12節 給水 第13節 応急住宅供給 第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬 第15節 障害物除去 第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第17節 医療、助産及び保健</p>	<p>第10節 避難対策 第11節 登山者・観光客等の安全確保対策 第12節 災害備蓄対策 第13節 要配慮者安全確保対策 第14節 防災ボランティア活動対策 第15節 災害廃棄物対策 第16節 文教対策 第17節 警備対策 第18節 交通施設対策 第19節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第20節 複合災害対策</p> <p>第4章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 救出 第11節 食料供給 第12節 給水 第13節 応急住宅供給 第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬 第15節 障害物除去 第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第17節 医療、助産及び保健</p>	

火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第18節 被災動物対策 第19節 輸送対策 第20節 労務供給 第21節 防災ボランティア受入・支援対策 第22節 防疫 第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第24節 金融機関対策 第25節 文教対策 第26節 警備対策 第27節 交通対策 第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第29節 石油燃料供給対策</p> <p>第5章 災害復旧対策計画 第1節 公共施設災害復旧 第2節 民生安定のための金融対策 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p>第6章 継続災害への対応方針 第1節 避難及び安全確保対策 第2節 避難勧告等の解除及び一時立入等の対応 第3節 被災者の生活支援対策</p>	<p>第18節 被災動物対策 第19節 輸送対策 第20節 労務供給 第21節 防災ボランティア受入・支援対策 第22節 防疫 第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第24節 金融機関対策 第25節 文教対策 第26節 警備対策 第27節 交通対策 第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第29節 石油燃料供給対策</p> <p>第5章 災害復旧対策計画 第1節 公共施設災害復旧 第2節 民生安定のための金融対策 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p>第6章 継続災害への対応方針 第1節 避難及び安全確保対策 第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応 第3節 被災者の生活支援対策</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第7節 青森県の活火山</p> <p>(略)</p> <p>これらの活火山のうち、恐山以外はいずれも概ね過去1万年以内に噴火した火山であり、有史以降の噴火の記録があるのは岩木山と十和田である。岩木山、八甲田山及び十和田は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定され、仙台管区气象台において常時観測を行っている。</p> <p>また、恐山については、<u>気象庁本庁、仙台管区气象台の火山機動観測班・青森地方气象台</u>による機動観測が行われている。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 青森県の活火山</p> <p>(略)</p> <p>これらの活火山のうち、恐山以外はいずれも概ね過去1万年以内に噴火した火山であり、有史以降の噴火の記録があるのは岩木山と十和田である。岩木山、八甲田山及び十和田は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山(<u>常時観測火山</u>)」に選定され、仙台管区气象台において常時観測を行っている。</p> <p>また、恐山については、<u>仙台管区气象台及び青森地方气象台</u>による機動観測が行われている。</p>	<p>青森地方气象台からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>1 岩木山（常時観測火山） (3) 噴火活動史 ②有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す) 1770年(明和7年) 火山活動? 3月3日。鳴動、発光。</p> <p>2 八甲田山（常時観測火山） (4) 観測点配置図</p>  <p>八甲田山 GNSS 観測点配置図</p> <p>3 十和田（常時観測火山） (3) 噴火活動史 ②有史以降の火山活動 大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月17日と推定される。マグマ噴出量は2.1 DRE km³。(VEI5)</p>	<p>1 岩木山（常時観測火山） (3) 噴火活動史 ②有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す) 1770年(明和7年) 火山活動? 2月3日。鳴動、発光。</p> <p>2 八甲田山（常時観測火山） (4) 観測点配置図</p>  <p>八甲田山 GNSS 観測点配置図</p> <p>3 十和田（常時観測火山） (3) 噴火活動史 ②有史以降の火山活動 大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月17日と推定される。マグマ噴出量は2.1 DRE km³。(VEI5)</p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>記載の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第8節 火山災害の想定</p> <p>1 主な火山現象</p> <p>融雪型火山泥流 噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。</p> <p>火口噴出型泥流 噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火口噴出型火山泥流(熱泥流)という。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 火山災害の想定</p> <p>1 主な火山現象</p> <p>融雪型火山泥流 噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。<u>流速は数十 km/h にも達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。</u>家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。</p> <p>火口噴出型泥流 噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火口噴出型火山泥流(熱泥流)という。<u>流速は数十 km/h にも達することがある。</u></p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>青森地方気象台からの意見による修正</p>

現行				変更案				変更理由
第2節 配備態勢				第2節 配備態勢				
態勢	準備態勢	警戒態勢		準備態勢	警戒態勢		非常態勢	
略号	1号	2号-1	2号-2	1号	2号-1	2号-2	3号	
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢	
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意報 震度4の地震が観測された場合 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの気象警報が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報(概ね1m以上) ⑥暴風警報 指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことと予想される場合 記録的短時間大雨情報が発表された場合 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合 前記に該当しない場合で、県の区域内で甚大な被害が発生することが想定される場合(複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等) 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 気象の特別警報が発表された場合 岩木山、八甲田山又は十和田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意報 震度4の地震が観測された場合 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの気象警報が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報(概ね1m以上) ⑥暴風警報 指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことと予想される場合 記録的短時間大雨情報が発表された場合 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合 前記に該当しない場合で、県の区域内で甚大な被害が発生することが想定される場合(複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等) 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 十和田山において噴火警戒レベル1の時に、火山の状況に関する解脫情報(臨時)が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 気象の特別警報が発表された場合 岩木山、八甲田山又は十和田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合
設置する組織	—	災害情報連絡室		—	災害情報連絡室		災害対策本部	
配備決定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長		—	災害情報連絡室		災害対策本部	
態勢責任者	防災危機管理課 危機管理対策GM	防災危機管理課長		—	災害情報連絡室		災害対策本部	
			災害警戒本部			災害情報連絡室	災害対策本部	
			配備基準に該当する地方支部(危機管理局長が決定)			災害情報連絡室	配備基準に該当する地方支部(危機管理局長が決定)	
			危機管理局長			危機管理局長	知事	
			危機管理局長			危機管理局長	知事	
			災害警戒本部長(危機管理局長)			災害警戒本部長(危機管理局長)	本部長(知事)	
			災害警戒本部地方支部長(地域県民局地域連携部長)			災害警戒本部地方支部長(地域県民局地域連携部長)	支部長(県民局長)	

※下段は地方支部が設置される場合

※下段は地方支部が設置される場合

県の防災対策の見直しによる

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第6節 火山防災協議会</p> <p>3 警戒地域の指定に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項等</p> <p>(1) 市町村は、警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 火山防災協議会</p> <p>3 警戒地域の指定に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項等</p> <p>(1) 市町村は、警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 7 節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>3 実施内容 (2) 住民に対する防災思想の普及 ア (略) (ア) 普及方法 a 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等を通じて防災思想の普及を図る。</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 避難対策</p> <p>3 実施内容 (2) 指定避難所の指定 オ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>3 実施内容 (2) 住民に対する防災思想の普及 ア (略) (ア) 普及方法 a 防災の日、<u>火山防災の日</u>、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等を通じて防災思想の普及を図る。</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 避難対策</p> <p>3 実施内容 (2) 指定避難所の指定 オ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること <u>特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること</u></p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 15 節 文教対策</p> <p>2 実施機関 風水害等災害対策編第3章第 <u>14</u> 節2「実施機関」参照</p> <p>3 実施内容 風水害等災害対策編第3章第 <u>14</u> 節3「実施内容」参照</p> <p style="text-align: center;">第 16 節 警備対策</p> <p>2 実施機関 風水害等災害対策編第3章第 <u>15</u> 節2「実施機関」参照</p> <p>3 実施内容 風水害等災害対策編第3章第 <u>15</u> 節3「実施内容」参照</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 災害廃棄物対策</p> <p>1 方 針 <u>火山災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の整備等を図るものとする。</u></p> <p>2 実施機関 <u>風水害等災害対策編第3章第 14 節2「実施機関」参照</u></p> <p>3 実施内容 <u>風水害等災害対策編第3章第 14 節3「実施内容」参照</u></p> <p style="text-align: center;">第 16 節 文教対策</p> <p>2 実施機関 風水害等災害対策編第3章第 <u>15</u> 節2「実施機関」参照</p> <p>3 実施内容 風水害等災害対策編第3章第 <u>15</u> 節3「実施内容」参照</p> <p style="text-align: center;">第 17 節 警備対策</p> <p>2 実施機関 風水害等災害対策編第3章第 <u>16</u> 節2「実施機関」参照</p> <p>3 実施内容 風水害等災害対策編第3章第 <u>16</u> 節3「実施内容」参照</p>	<p>防災基本計画の修正(R5.5)による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 17 節 交通施設対策</p> <p>2 道 路 風水害等災害対策編第3章第 16 節2「道路」参照</p> <p>3 鉄 道 風水害等災害対策編第3章第 16 節3「鉄道」参照</p> <p>4 空 港 風水害等災害対策編第3章第 16 節4「空港」参照</p> <p>5 港湾・漁港 風水害等災害対策編第3章第 16 節5「港湾・漁港」参照</p> <p>6 関連調整事項 風水害等災害対策編第3章第 16 節6「関連調整事項」参照</p> <p style="text-align: center;">第 18 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>2 電力施設 風水害等災害対策編第3章第 17 節2「電力施設」参照</p> <p>3 ガス施設 風水害等災害対策編第3章第 17 節3「ガス施設」参照</p> <p>4 上下水道施設 風水害等災害対策編第3章第 17 節4「上下水道施設」参照</p> <p>5 電気通信設備 風水害等災害対策編第3章第 17 節5「電気通信設備」参照</p>	<p style="text-align: center;">第 18 節 交通施設対策</p> <p>2 道 路 風水害等災害対策編第3章第 17 節2「道路」参照</p> <p>3 鉄 道 風水害等災害対策編第3章第 17 節3「鉄道」参照</p> <p>4 空 港 風水害等災害対策編第3章第 17 節4「空港」参照</p> <p>5 港湾・漁港 風水害等災害対策編第3章第 17 節5「港湾・漁港」参照</p> <p>6 関連調整事項 風水害等災害対策編第3章第 17 節6「関連調整事項」参照</p> <p style="text-align: center;">第 19 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>2 電力施設 風水害等災害対策編第3章第 18 節2「電力施設」参照</p> <p>3 ガス施設 風水害等災害対策編第3章第 18 節3「ガス施設」参照</p> <p>4 上下水道施設 風水害等災害対策編第3章第 18 節4「上下水道施設」参照</p> <p>5 電気通信設備 風水害等災害対策編第3章第 18 節5「電気通信設備」参照</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>6 放送施設 風水害等災害対策編第3章第 17 節6「放送施設」参照</p> <p style="text-align: center;">第 19 節 複合災害対策</p> <p>2 主な実施機関 風水害等災害対策編第3章第 22 節2「主な実施機関」参照</p> <p>3 実施内容 風水害等災害対策編第3章第 22 節3「実施内容」参照</p>	<p>6 放送施設 風水害等災害対策編第3章第 18 節6「放送施設」参照</p> <p style="text-align: center;">第 20 節 複合災害対策</p> <p>2 主な実施機関 風水害等災害対策編第3章第 23 節2「主な実施機関」参照</p> <p>3 実施内容 風水害等災害対策編第3章第 23 節3「実施内容」参照</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 節 噴火警報等の発表及び伝達</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 噴火警報等の発表及び伝達</p> <p>ア 噴火警報等の発表</p> <p>ウ) 噴火警報等の概要</p> <p>g 火山ガス予報 仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する<u>予報</u>。</p> <p>イ 噴火警報等の通報</p> <p>(ア) 青森地方気象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報(以下「臨時の解説情報」という。)、噴火速報が発表されたときは<u>県、県警察本部、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関</u>及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 噴火警報等の発表及び伝達</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 噴火警報等の発表及び伝達</p> <p>ア 噴火警報等の発表</p> <p>ウ) 噴火警報等の概要</p> <p>g 火山ガス予報 仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p> <p>イ 噴火警報等の通報</p> <p>(ア) <u>仙台管区気象台及び青森地方気象台</u>は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報(以下「臨時の解説情報」という。)、噴火速報が発表されたときは<u>県、消防庁、東日本電信電話株式会社、日本放送協会青森放送局、警察庁、第二管区海上保安本部</u>及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。</p>	<p>弘前大学名誉教授からの意見による修正</p> <p>青森地方気象台からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>伝達系統図</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先</p>	<p>伝達系統図</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先</p>	<p>青森地方气象台からの意見による修正</p> <p>青森地方气象台からの意見による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</p> <p>注)太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、<u>火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限る。)</u>及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路</p> <p>(2) 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報</p> <p>ウ 市町村長の通報</p> <p>通報を受けた市町村長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。</p> <p>なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。</p> <p>a 青森地方気象台</p> <p>b 県(防災危機管理課)</p> <p>通報系統図</p> <p>※ 矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統</p> <p>※ 二重線矢印は、気象庁「噴火速報等の改善について」に基づく情報の伝達系統</p>	<p>注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</p> <p>注)太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、<u>解説情報(臨時)</u>及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路</p> <p>(2) 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報</p> <p>ウ 市町村長の通報</p> <p>通報を受けた市町村長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。</p> <p>なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。</p> <p>a 青森地方気象台または目撃情報専用ダイヤル(0570-015-024)</p> <p>b 県(防災危機管理課)</p> <p>通報系統図</p> <p>※ 矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統</p> <p>※ 二重線矢印は、気象庁「噴火速報等の改善について」に基づく情報の伝達系統</p> <p>※ <u>破線は住民等から直接連絡がいく火山防災協議会構成機関</u></p>	<p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>青森地方気象台からの意見による修正</p> <p>記載の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 13 節 応急住宅供給</p> <p>(資料) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 (資料編4-14-7) ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2) <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 24 節 金融機関対策</p> <p>1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 25 節1「実施責任者」参照</p> <p>2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 25 節2「実施内容」参照</p> <p>6</p> <p style="text-align: center;">第 25 節 文教対策</p> <p>1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 26 節1「実施責任者」参照</p> <p>2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 26 節2「実施内容」参照</p> <p>3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 26 節3「応援協力関係」参照</p>	<p style="text-align: center;">第 13 節 応急住宅供給</p> <p>(資料) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 (資料編4-14-7) ○ <u>災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定</u> (資料編4-14-8) ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2) <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 24 節 金融機関対策</p> <p>1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 26 節1「実施責任者」参照</p> <p>2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 26 節2「実施内容」参照</p> <p style="text-align: center;">第 25 節 文教対策</p> <p>1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 27 節1「実施責任者」参照</p> <p>2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 27 節2「実施内容」参照</p> <p>3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 27 節3「応援協力関係」参照</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>4 その他 風水害等災害対策編第4章第 26 節4「その他」参照</p> <p style="text-align: center;">第 26 節 警備対策</p> <p>1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 27 節1「実施責任者」参照</p> <p>2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 27 節2「実施内容」参照</p> <p>3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 27 節3「応援協力関係」参照</p> <p style="text-align: center;">第 27 節 交通対策</p> <p>1 陸上交通 風水害等災害対策編第4章第 28 節1「陸上交通」参照</p> <p>2 海上交通 風水害等災害対策編第4章第 28 節2「海上交通」参照</p> <p>3 航空交通 風水害等災害対策編第4章第 28 節3「航空交通」参照</p> <p style="text-align: center;">第 28 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>1 電力施設 風水害等災害対策編第4章第 29 節1「電力施設」参照</p>	<p>4 その他 風水害等災害対策編第4章第 27 節4「その他」参照</p> <p style="text-align: center;">第 26 節 警備対策</p> <p>1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 28 節1「実施責任者」参照</p> <p>2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 28 節2「実施内容」参照</p> <p>3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 28 節3「応援協力関係」参照</p> <p style="text-align: center;">第 27 節 交通対策</p> <p>1 陸上交通 風水害等災害対策編第4章第 29 節1「陸上交通」参照</p> <p>2 海上交通 風水害等災害対策編第4章第 29 節2「海上交通」参照</p> <p>3 航空交通 風水害等災害対策編第4章第 29 節3「航空交通」参照</p> <p style="text-align: center;">第 28 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>1 電力施設 風水害等災害対策編第4章第 30 節1「電力施設」参照</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>2 ガス施設 風水害等災害対策編第4章第 29 節2「ガス施設」参照</p> <p>3 上下水道施設 風水害等災害対策編第4章第 29 節3「上下水道施設」参照</p> <p>4 電気通信設備 風水害等災害対策編第4章第 29 節4「電気通信設備」参照</p> <p>5 放送施設 風水害等災害対策編第4章第 29 節5「放送施設」参照</p> <p style="text-align: center;">第 29 節 石油燃料供給対策</p> <p>1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 30 節1「実施責任者」参照</p> <p>2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 30 節2「実施内容」参照</p> <p>3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 30 節3「応援協力関係」参照</p>	<p>2 ガス施設 風水害等災害対策編第4章第 30 節2「ガス施設」参照</p> <p>3 上下水道施設 風水害等災害対策編第4章第 30 節3「上下水道施設」参照</p> <p>4 電気通信設備 風水害等災害対策編第4章第 30 節4「電気通信設備」参照</p> <p>5 放送施設 風水害等災害対策編第4章第 30 節5「放送施設」参照</p> <p style="text-align: center;">第 29 節 石油燃料供給対策</p> <p>1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 31 節1「実施責任者」参照</p> <p>2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 31 節2「実施内容」参照</p> <p>3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 31 節3「応援協力関係」参照</p>	